専 決 処 分 U た 事 件 の 報 告 に つ ١J τ

平 成 Ξ + 年 九 月 + 日

IJ

和

解

の

専

決

処

分

を

U

た

の

で

同

条

第

項

の

規

定

に

ょ

IJ

報

告

す

る

 $\overline{}$

昭

和

+

年

法

律

第

六

+

七

号

第

百

八

+

条

第

項

の

規

定

に

基

づ

ㅎ

`

別

紙

の ح

お

平

成

Ξ

+

年

_

月

 \equiv

+

日

に

提

起

さ

れ

た

玉

家

賠

償

請

求

事

件

に

つ

い

τ

地

方 自

治

法

Ш $\overline{\mathsf{X}}$ 長 多 田 正

江

戸

見

- 1 -

別紙

- 一和解概要
- $\left(\longrightarrow \right)$ 被告は、 原告に対し、 解決金として、金七十万円の支払義務があることを認め、 これを支払う。
- $(\underline{})$ 済給付金の給付(四万三千六百八十八円)があったことを相互に確認する。 原告と被告は、 本件に関し、前号の金員の支払のほか、 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる原告に対する災害共
- 三原告は、その余の請求を放棄する。
- (四) 原告と被告は、 原告と被告との間には、 本件に関し、 本和解条項に定めるもののほか、 何らの債権債務がないことを相互に

確認する。

(五)

訴訟費用は、

各自の負担とする。

事件内容

〉 提起年月日 平成三十年一月三十日 (区収受 二月七日)

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

当

事

者

原告

江戸川区民

被告 江戸川区

 $(\underline{\underline{-}})$ 提起理由・ 請求内容 区立学校に通学する原告は、 運動会において得点係を担当していたところ、得点係を指導する立場に

あった同校教諭から右手のひらで後頭部を一回殴打されたことにより、 頭部打撲及び心的外傷後遺症

(PTSD)の傷害を負った。これについて、国家賠償法 (昭和二十二年法律第百二十五号) 第一条第

項に基づき、江戸川区に対し百六十五万六千百六十円の損害賠償を請求したもの

江戸川区 志村一彦、髙濱次郎、高山宏之代 理 人 特別区人事・厚生事務組合法務部 粟田真記子、川口雄介

 \equiv

X

指

定

五		四
専		訴
決処分日		訟
处分		経
日		過
平成三十年六月二十七日	平成三十年六月二十七日	平成三十年三月二日~平成三十年六月二十七日
	和解成立	口頭弁論一回
		弁論準備四回